

山梨県警察本部訓令第9号

山梨県警察における特定秘密の保護に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年10月1日

山梨県警察本部長 大 窪 雅 彦

山梨県警察における特定秘密の保護に関する訓令の一部を改正する訓令  
山梨県警察における特定秘密の保護に関する訓令（平成26年山梨県警察本部訓令第15号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、警察庁長官が特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「法」という。）第5条第2項に規定する通知を行った場合及び法第7条第1項に規定する提供を行った場合において、法第5条第3項（法第7条第2項において準用する場合を含む。）に規定する指示として、当該通知又は提供に係る特定秘密（法第3条第1項の規定により指定された特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に關し山梨県警察が実施すべき措置及び山梨県警察が法第12条第1項に規定する適性評価「適性評価」という。）に關し実施すべき措置等を定めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(特定秘密管理者)</p> <p>第2条 令第12条第1項各号列記以外の部分に規定する措置として実施する者（以下「特定秘密管理者」という。）の指名については、警備部長を指名するものとする。</p> <p>(保全責任者等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 保全責任者は、特定秘密管理者の管理する特定秘密文書等（令第4条に規定する特定秘密文書等をいう。以下同じ。）の登録及び保管並びにこれらに伴う事務を行うほか、特定秘密を適切に保護するための措置を講ずるものとする。</p> <p>3～5 略</p> <p>(職員の範囲の制限)</p> <p>第4条 法第11条の規定により、特定秘密の取扱いの業務を行うことができ、その他その取扱いの業務の実情に応じた方法により行い、その範囲は当該特定秘密を知得させる必要性を考慮して必要最小限にとどめるものとする。</p> <p>2 特定秘密管理者は、前項の特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を、書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）を含む。第7条第2項、第8条第2項、第9条第1項後段及び同条第2項後段、第11条第3項後段及び同条第4項後段並びに第12条第2項後段及び同条第3項後段を除き、以下同じ。）に記載し</p> <p>第5条 略</p> <p>(特定秘密の表示の方法)</p> <p>第6条 令第12条第1項第1号（同条第2項において準用する場合を含む。）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、警察庁長官が特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「法」という。）第5条第2項に規定する通知を行った場合及び法第7条第1項に規定する提供を行った場合において、法第5条第3項（法第7条第2項において準用する場合を含む。）に規定する指示として、当該通知又は提供に係る特定秘密（法第3条第1項の規定により指定された特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に關し山梨県警察が実施すべき措置及び山梨県警察が法第15条第1項に規定する適性評価「適性評価」という。）に關し実施すべき措置等を定めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(特定秘密管理者)</p> <p>第2条 令第13条第1項各号列記以外の部分に規定する措置として実施する者（以下「特定秘密管理者」という。）の指名については、警備部長を指名するものとする。</p> <p>(保全責任者)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 保全責任者は、特定秘密管理者の管理する特定秘密文書等（令第5条に規定する特定秘密文書等をいう。以下同じ。）の登録及び保管並びにこれらに伴う事務を行うほか、特定秘密を適切に保護するための措置を講ずるものとする。</p> <p>3～5 略</p> <p>(職員の範囲の制限)</p> <p>第4条 法第11条の規定により、特定秘密の取扱いの業務を行うことができ、その他その取扱いの業務の実情に応じた方法により行い、その範囲は当該特定秘密を知得させる必要性を考慮して必要最小限にとどめるものとする。</p> <p>2 特定秘密管理者は、前項の特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を、書面</p> <p>に記載し、又は電磁的に記録しておくものとする。</p> <p>第5条 略</p> <p>(特定秘密の表示の方法)</p> <p>第6条 令第13条第1項第1号（同条第2項において準用する場合を含む。）</p>

に規定する措置として行いう法第3条第2項第1号の表示（以下「特定秘密表  
示」という。）は、保全責任者が、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分  
に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

- (1)～(3) 略  
2～6 略

(通知の方法)

第7条 令第12条第1項第1号（同条第2項において準用する場合を含む。）  
に規定する措置として行いう法第3条第2項第2号の通知は、警察本部長が、  
指定の有効期間が満了する年月日及び指定に係る特定秘密の概要を記載した  
第1号様式の書面により行いうものとする。

2 前項の通知を書面により行いう場合には、当該通知は、当該特定秘密である  
情報を取り扱う者に当該書面を供覧させることにより行いうものとし、作  
成する当該書面の数は、必要最小限にとどめるものとする。

(周知の方法)

第8条 法第5条第2項の通知があつたときは、特定秘密管理者は、当該指定  
がされた旨、指定の有効期間が満了する年月日及び指定に係る特定秘密の概  
要を記載した第2号様式の書面 により、当該指定に  
係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（前条の通知を受けた者を除く。）  
に周知するものとする。

2 前項の周知を書面により行いう場合には、当該周知は、当該指定に係る特定  
秘密の取扱いの業務に従事する職員に当該書面を供覧させることにより行  
うものとし、作成する当該書面の数は、必要最小限にとどめるものとする。

(指定の有効期間の延長に伴う措置)

第9条 令第12条第1項第3号（同条第2項において準用する場合を含む。）  
の規定による通知は、警察本部長が、当該指定の有効期間が延長された旨及  
び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を記載した第3号様式の書  
面により行いうものとする。この場合において、第7条第2項の規定は、当該  
通知を書面により行いう場合について準用する。

2 令第8条第1号の規定による通知があつたときは、特定秘密管理者は、当  
該指定の有効期間の延長がされた旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了  
する年月日を第4号様式の書面 により、当該指定に  
係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（前項の通知を受けた者を除く。）  
に周知するものとする。この場合において、第8条第2項の規定は、当該周  
知を書面により行いう場合について準用する。

第10条 略

(指定の有効期間の満了に伴う措置)

第11条 令第12条第1項第2号イに規定する指定有効期間満了表示は、保  
全責任者が、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に  
定めるところによりするものとする。

- (1)～(3) 略  
2 略

3 指定の有効期間の満了に伴う通知は、警察本部長が、当該指定の有効期間  
が満了した旨を記載した第5号様式の書面により行いうものとする。この場合

に規定する措置として行いう法第3条第2項第1号の表示（以下「特定秘密表  
示」という。）は、保全責任者が、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分  
に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

- (1)～(3) 略  
2～6 略

(通知の方法)

第7条 令第13条第1項第1号（同条第2項において準用する場合を含む。）  
に規定する措置として行いう法第3条第2項第2号の通知は、警察本部長が、  
指定の有効期間が満了する年月日及び指定に係る特定秘密の概要を記載した  
第1号様式の書面により行いうものとする。

2 前項の通知 は、当該特定秘密の取扱  
いの業務を行う職員に同項の書面を供覧させることにより行いうものとし、作  
成する当該書面の数は、必要最小限にとどめるものとする。

(周知の方法)

第8条 法第5条第2項の通知があつたときは、特定秘密管理者は、当該指定  
がされた旨、指定の有効期間が満了する年月日及び指定に係る特定秘密の概  
要を記載した第2号様式の書面 (電磁的記録を含む。)により、当該指定に  
係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（前条の通知を受けた者を除く。）  
に周知するものとする。

2 前項の周知を書面により行いう場合には、当該周知は、当該指定に係る特定  
秘密の取扱いの業務に従事する職員に同項の書面を供覧させることにより行  
うものとし、作成する当該書面の数は、必要最小限にとどめるものとする。

(指定の有効期間の延長に伴う措置)

第9条 令第13条第1項第3号（同条第2項において準用する場合を含む。）  
の規定による通知は、警察本部長が、当該指定の有効期間が延長された旨及  
び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を記載した第3号様式の書  
面により行いうものとする。第7条第2項の規定は、この  
場合に準用する。

2 令第9条第1号の規定による通知があつたときは、特定秘密管理者は、当  
該指定の有効期間の延長がされた旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了  
する年月日を第4号様式の書面 (電磁的記録を含む。)により、当該指定に  
係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（前項の通知を受けた者を除く。）  
に周知するものとする。第8条第2項の規定は、この場  
合に準用する。

第10条 略

(指定の有効期間の満了に伴う措置)

第11条 指定有効期間満了表示は、保  
全責任者が、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に  
定めるところによりするものとする。

- (1)～(3) 略  
2 略

3 指定の有効期間の満了に伴う通知は、警察本部長が、当該指定の有効期間  
が満了した旨を記載した第5号様式の書面により行いうものとする。

において、第7条第2項の規定は、当該通知を書面により行う場合について準用する。

4 令第7条第1項第2号の規定による通知があったときは、特定秘密管理者は、当該指定の有効期間が満了した旨を記載した第6号様式の書面（電磁的記録を含む。）により、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（前項の通知を受けた者を除く。）に周知するものとする。この場合において、第8条第2項の規定は、当該周知を書面により行う場合について準用する。

（指定の解除に伴う措置）

第12条 前条第1項及び第2項の規定は、令第12条第1項第4号イに規定する指定解除表示について準用する。この場合において、前条第1項中「特定秘密指定有効期間満了表示」とあるのは、「特定秘密指定解除」と読み替えるものとする。

2 指定の解除に伴う通知は、警察本部長が、当該指定が解除された旨及びその年月日を記載した第7号様式の書面により行うものとする。この場合において、第7条第2項の規定は、当該通知を書面により行う場合について準用する。

3 令第10条第1項第2号の規定による通知があったときは、特定秘密管理者は、当該指定が解除された旨及びその年月日を記載した第8号様式の書面（電磁的記録を含む。）により、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（前項の通知を受けた者を除く。）に周知するものとする。この場合において、第8条第2項の規定は、当該周知を書面により行う場合について準用する。

第13条～第35条 略

第36条 特定秘密管理者は、法第10条第2項の規定により、同条第1項第1号に掲げる場合該当し、特定秘密の提供を行うとき（当該特定秘密が同条第1項第1号ロに掲げる業務において利用するものとして提供を受けたものである場合を除く。）は、当該提供が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認める理由を記載した書面に添えて長官に承認の申請を行うものとする。

2 法第10条第2項の規定により特定秘密（同条第1項第1号（イに係る部分を除く。）、同条第2項又は第3項の規定により提供を受けたものを除く。）を提供する場合における特定秘密文書等の交付について第23条第1項を適用する場合には、同条中「職員（法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができるとされる者）」とあるのは「者」と読み替えるものとする。

第37条 法第10条第1項第1号（イに係る部分を除く。）の規定により特定秘密の提供を受けた場合（同条第2項及び第3項の規定により同条第1項第1号（イに係る部分を除く。）に掲げる場合に該当して提供を受けた場合を含む。）は、第4条、第6条、第7条、第9条第1項、第15条、第17条、第19条、第21条から第28条まで、第31条、第33条第2項から第4項まで並びに第34条第1項第1号、第2号及び第2項に規定する措置を講ずるものとする。この場合において、別表の左欄に掲げる規定の適用に

第7条第2項の規定は、この場合に

準用する。

4 令第8条第1項第2号の規定による通知があったときは、特定秘密管理者は、当該指定の有効期間が満了した旨を記載した第6号様式の書面（電磁的記録を含む。）により、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（前項の通知を受けた者を除く。）に周知するものとする。この場合において、第8条第2項の規定は、この場合に準用する。

（指定の解除に伴う措置）

第12条 前条第1項及び第2項の規定は、この場合において、前条第1項中「特定秘密指定有効期間満了表示」とあるのは、「特定秘密指定解除」と読み替えるものとする。

2 指定の解除に伴う通知は、警察本部長が、当該指定が解除された旨及びその年月日を記載した第7号様式の書面により行うものとする。この場合において、第7条第2項の規定は、この場合に準用する。

3 令第11条第1項第2号の規定による通知があったときは、特定秘密管理者は、当該指定が解除された旨及びその年月日を記載した第8号様式の書面（電磁的記録を含む。）により、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（前項の通知を受けた者を除く。）に行うものとする。この場合において、第8条第2項の規定は、この場合に準用する。

第13条～第35条 略

第36条 特定秘密管理者は、法第10条第2項の規定により、同条第1項第1号に掲げる場合として、特定秘密の提供を行うとき（当該特定秘密が同条第1項第1号ロに掲げる業務において利用するものとして提供を受けたものである場合を除く。）は、当該提供が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認める理由を記載した書面に添えて長官に承認の申請を行うものとする。

2 法第10条第2項の規定により特定秘密（同項第1号（イに係る部分を除く。）、同条第2項又は第3項の規定により提供を受けたものを除く。）を提供する場合における特定秘密文書等の交付について第23条第1項を適用する場合には、同条中「職員（法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができるとされる者）」とあるのは「者」と読み替えるものとする。

第37条 法第10条第1項第1号（イに係る部分を除く。）の規定により特定秘密の提供を受けた場合（同条第2項及び第3項の規定により同条第1項第1号（イに係る部分を除く。）に掲げる場合に該当して提供を受けた場合を含む。）は、第4条、第6条、第7条、第9条第1項、第15条、第17条、第19条、第21条から第28条まで、第31条、第33条第2項から第4項まで並びに第34条第1項第1号、第2号及び第2項に規定する措置を講ずるものとする。この場合において、別表の左欄に掲げる規定の適用に

つては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2 略

第38条～第40条 略

(候補者名簿等)

第41条 略

2 運用基準IV3(2)イに定める特定秘密管理者に対する通知は、第14号様式の書面\_\_\_\_\_により行うものとする。

(適性評価の結果等の通知)

第42条 運用基準IV4(3)イ、(4)ウ及び7(2)アに定める通知は、第15号様式の書面\_\_\_\_\_により行うものとする。

第43条～第47条 略

(適性評価の実施状況についての報告)

第48条 適性評価実施責任者は、毎年度少なくとも1回、運用基準V5(1)アの(ク)から(サ)までに掲げる事項を山梨県公安委員会に報告するものとする。

第49条～第52条 略

(補則)

第53条 この訓令の実施に関し必要な事項の細目は、適性評価の苦情処理に係る事項については苦情処理責任者が、苦情処理を除く適性評価に係る事項については適性評価実施責任者が、通報に係る事項については警務部長が、それ以外の事項については特定秘密管理者が、それぞれ定めることができる。

第54条 略

附 則 略

別表(第37条関係)

第4条第1項	法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちからの特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定 _____ _____ _____ _____	略
--------	--	---

つては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2 略

第38条～第40条 略

(候補者名簿等)

第41条 略

2 運用基準IV3(2)イに定める特定秘密管理者に対する通知は、第14号様式の書面\_\_\_\_\_により行うものとする。

(適性評価の結果等の通知)

第42条 運用基準IV4(3)イ、(4)ウ及び7(2)アに定める通知は、第15号様式の書面\_\_\_\_\_により行うものとする。

第43条～第47条 略

(適性評価の実施状況についての報告)

第48条 適性評価実施責任者は、毎年度少なくとも1回、運用基準V5(1)の(ク)から(サ)までに掲げる事項を山梨県公安委員会に報告するものとする。

第49条～第52条 略

(補則)

第53条 この訓令の実施に関し必要な事項の細目は、適性評価の苦情処理に係る事項については苦情処理責任者が、苦情処理を除く適性評価に係る事項については適性評価実施責任者が、通報に係る事項については警務部長が、それ以外の事項については特定秘密管理者がそれぞれ定めることができる。

第54条 略

附 則 略

別表(第37条関係)

第4条第1項	法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちからの特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定(法第6条第1項の規定により提供を受ける特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定を含む。)	略
--------	---	---

略		
略		
第9条第1項	<p>令第12条第1項第3号 (同条第2項において準用する場合を含む。)の 規定による通知</p>	<p>令第17条第1号に規定す る通知</p>
略		
略		
第28条第2項		
略		

第1号様式～第16号様式 略

略		
略		
第7条第2項	<p>特定秘密の取扱いの業務 を行う職員</p>	<p>特定秘密を利用し、又は知 る職員</p>
第9条第1項	<p>令第13条第1項第3号 (同条第2項において準用する 場合を含む。)の 規定による通知</p>	<p>令第18条第1号に規定す る通知</p>
略		
略		
第26条第2項及 び28条第2項		
略		

第1号様式～第16号様式 略